

令和3年11月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油ふろがまに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油ふろがま1件）  | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちスチームアイロン1件、電子レンジ1件）   | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち充電器1件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、<br>電気脱臭装置1件、温水洗浄便座1件、延長コード1件、<br>電動アシスト自転車2件、<br>パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、除湿乾燥機1件） | 9件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900596、A201900845を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号：A202100583）

### ①事件事象について

株式会社長府製作所（法人番号：8250001005924）が製造した石油ふろがまのスイッチを入れた後、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクタ（空だき防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）7月27日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌28日に新聞社告を行い、点検用コネクタが付属されている全ての製品について、無償点検による点検用コネクタの回収を実施しています。

また、他の対象製品と電気回路や熱交換器の構造等が一部異なる2機種（CK-11及びCK-11S）については、空だき防止回路が不安定となることによって空だき防止装置の作動頻度が多くなり、修理・点検の回数も増え、点検用コネクタの戻し忘れの可能性が高くなることから、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修も実施しています。

同社は、無償点検及び点検用コネクタの回収等を促進するため、2009年（平成21年）10月から2010年（平成22年）3月までテレビCM放映により、また、継続的に、販売店、サービス店を通じ、同社製品全般の修理・点検時に対象製品があった場合には、点検用コネクタの戻し忘れがないかの確認及び回収等を徹底するとともに、ポスター掲示、店頭チラシ配布、新聞折込みチラシ等により、対象製品の使用者に対し呼び掛けを行っています。

### ③対象製品：品目、型式、製造期間、対象台数

品目	型式	製造期間	対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※ (バーナー型式：BM-71K、BM-71KT) (セット型式：JPK、JPS-T、JPK-N)	1984年7月 ～ 1991年9月	243,420
	JPS-T3、JPK-N3(バーナー型式：BM-73K) (バーナー製造番号 000001～ 238930、500002～588761が対象)	1991年8月 ～ 2001年9月	257,603
	CK-8、CK-8E	1985年1月 ～ 1992年5月	23,815
	CK-9、CK-9E	1985年11月 ～ 1987年7月	3,840

	CK-10、CK-10S (製造番号 000001～040080 が対象)	1986年12月 ～ 2001年9月	54,181
	CK-11、CK-11S	1987年4月 ～ 1999年10月	111,085
	小 計		693,944

品目	型式	製造期間	対象台数
追いだき付 石油給湯器	JIB-T	1984年11月 ～ 1988年1月	3,150
	JIB-2T	1984年10月 ～ 1988年7月	9,093
	JIB-4	1983年4月 ～ 1984年8月	4,323
	JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、JIB-5SE	1983年11月 ～ 1986年7月	12,990
	JIB-6N、JIB-6NE、JIB-6NEG、 JIB-6NS、JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、JIB-6SAG	1986年3月 ～ 1988年4月	30,333
	JIB-7EG、JIB-7S、JIB-7SAG、 JIB-7SG	1987年12月 ～ 1991年12月	39,134
	小 計		99,023
合 計		792,967	

(注) ※印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部にはバーナー型式名、取扱説明書にはセット型式名が表示されています。

2007年(平成19年)7月27日からリコール(無償点検・改修)を実施  
改修率: 34.8% (2021年10月31日時点)

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	0	—	2015年度	3	火災
2020年度	1	火災	2014年度	4	火災
2019年度	3	火災	2013年度	2	火災
2018年度	1	火災	2012年度	5	火災
2017年度	3	火災	2011年度	7	火災
2016年度	7	火災	2010年度	1	火災

※当該事故（管理番号：A202100583）は含まない。

#### <対象製品の外観及び確認方法>

図は一例ですが、本体正面又は側面に型式名の表示があります。



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

株式会社長府製作所

電話番号：0120(911)870

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.chofu.co.jp/support/important/20070727.html>

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、門田

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100583	令和3年10月14日	令和3年11月4日	石油ふるがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	当該製品のスイッチを入れた後、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。事故の原因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクター(空だき防止装置を働かせないようにするもの)を修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	長野県	製造から30年以上経過した製品 令和3年10月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 34.8%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900596	令和元年10月4日	令和元年10月11日	スチームアイロン	SA-4563	ツインバード工業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、本来の仕様と異なり温度ヒューズが取り付けられていなかったため、サーモスタットの接点が溶着して、ヒーターが異常発熱しても通電が止まらず、焼損に至ったものと推定される。	岐阜県	令和元年10月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900845	令和元年11月13日	令和元年11月26日	電子レンジ	DMF20E	ツインバード工業株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗の休憩室で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、高圧トランスにおいて、二次側巻線の絶縁被膜に不具合があったため、巻線の絶縁性能が低下してレイヤショートが生じ、異常発熱して焼損したものと推定される。	埼玉県	令和元年11月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100580	令和3年8月15日	令和3年11月4日	充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202000581)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月25日
A202100581	令和3年8月15日	令和3年11月4日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	充電器に関する事故(A202100580)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月25日
A202100582	令和3年10月24日	令和3年11月4日	電気脱臭装置	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和3年11月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100584	令和3年10月※不明	令和3年11月4日	温水洗浄便座	重傷1名	施設で当該製品を使用中、火傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月29日
A202100585	令和3年10月3日	令和3年11月5日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月26日
A202100586	令和3年5月25日	令和3年11月5日	電動アシスト自転車	重傷1名	幼児を当該製品に乗せて使用者が当該製品のスタンドを立てて停車中、荷物を乗せようとして、転倒し、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月25日
A202100587	令和3年10月23日	令和3年11月5日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和3年11月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100588	令和3年10月25日	令和3年11月5日	除湿乾燥機	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和3年11月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100589	令和3年2月 ※不明	令和3年11月5日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品を使用中、首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし